

久留米市テレワークシステム導入
および運用・保守業務委託に係る
条件付一般競争入札実施要領

令和2年10月
久留米市

久留米市は、久留米市テレワークシステム導入および運用・保守業務について、以下のとおり条件付一般競争入札を行う。

1. 業務概要

外出先からモバイルワークを行うために、久留米市庁舎外から安全に庁内LANへ接続し、必要な情報を参照・編集できる「テレワークシステム」を導入する。

(1) 業務名

久留米市テレワークシステム導入および運用・保守業務

(2) 業務場所

久留米市役所

(3) 業務内容

「久留米市テレワークシステム導入および運用・保守業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりに

(4) 業務期間

ア. 導入業務

契約締結日の翌日から令和3年3月31日まで

イ. 運用保守業務

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(5) 予定価格（消費税及び地方消費税は含まない）

23,697,653円

なお、入札書の入札価格内訳にある「導入費」「運用保守費」については以下ア、イのとおりに上限額を設定しており、上限額を超えての入札は無効とする。

ア. 導入費

22,047,653円

イ. 運用保守費

1,650,000円（月27,500円×60か月）

なお、各年度における支払限度額は次のとおりである。

年度	支払限度額（税抜）	備考
令和2年度	22,047,653円	導入費（導入後一括支払い）
令和3年度	330,000円	運用保守費（月払い）
令和4年度	330,000円	運用保守費（月払い）
令和5年度	330,000円	運用保守費（月払い）
令和6年度	330,000円	運用保守費（月払い）
令和7年度	330,000円	運用保守費（月払い）

(6) 最低制限価格

なし

(7) 支払条件

前金払い及び部分払いなし

(8) 契約条項を示す場所

総務部情報政策課（久留米市役所5階）

2. 入札参加資格審査

(1) 資格審査方法

事前審査

(2) 参加資格

ア. 過去2年間に国（公団等を含む。）及び地方公共団体（以下「官公署」という。）との間に契約実績があること。

イ. 官公署または民間企業等に対して画面転送方式のリモートデスクトップ基盤の導入および運用・保守の実績があること。

- ウ. 平成29・30・31年度久留米市競争入札参加資格（物品）を有する者であること。
- エ. 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(3) 入札参加資格確認申請

ア. 参加に必要な書類

「久留米市テレワークシステム導入および運用・保守業務委託に係る条件付一般競争入札参加資格確認申請要領」を参照の上、入札参加資格確認申請書（第1号様式）、使用印鑑届（第2号様式）、業務実績表（第3号様式）を提出すること。

審査を受けていない場合や審査により不適合と判断された場合は、入札参加資格がないものとする。

イ. 提出期限および注意事項

令和2年10月26日（月）12時00分までに11. 事務局に申請書類を持参すること。手渡しに際し、提出者の会社名、所属名、氏名等が分かるものを持参すること。また、申請書類受領後、仕様書及び入札用封筒を提供するが、資格審査不通過もしくは入札辞退の場合には返却すること。期限までに提出がなかった場合は、久留米市テレワークシステム導入および運用・保守業務委託に係る条件付一般競争入札へ参加出来ないものとする。

ウ. 入札参加資格確認通知

入札参加資格確認申請書を提出した者には、資格審査を行なった後、入札参加資格の有無を、令和2年10月29日（木）までに入札参加資格確認通知書（郵送）にて通知する。なお、審査結果に関する質問は一切受け付けられないものとする。

エ. 経費および遵守すべき事項

- (ア) 提出資料作成並びに提出に要する費用はすべて申請者の負担とする。
- (イ) 提出資料に虚偽の記載をした場合は、無効となる。
- (ウ) 提出資料は、返却しない。
- (エ) 提出資料は、公正性、透明性、客観性を期すため公表することがある。
- (オ) 提出資料作成のために久留米市から受領した資料等は、久留米市の了解なく公表又は使用することはできない。

3. 仕様書提供の手続き

(1) 仕様書提供の申請

仕様書提供申請（第7号様式）は、事前に電話の上、担当部局へ提出すること。本市が受理した後、仕様書を渡すものとする。

なお、様式については、市ホームページよりダウンロードすること。

(2) 提供期間

令和2年10月12日（月）から令和2年10月23日（金）17時00分まで。

(3) 提供場所

- 11. 事務局に示す。

4. 入札について

(1) 入札方法

郵便入札

(2) 提出書類

入札書（第6号様式）

(3) 提出期限

令和2年11月4日（水）17時00分まで

(4) 提出先

- 11. 事務局に示す。

(5) 郵送方法

入札用封筒（入札参加資格確認申請時に11. 事務局より提供）裏面に、業務名、差出人の住所、商号（名称）、代表者の職名及び氏名を記入する。なお、一般書留または簡易書留のいずれかで郵送すること。

(6) 入札に関する注意事項

入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者・免税事業者問わず、契約を希望している額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入すること。

5. 開札について

(1) 開札日時

令和2年11月5日(木) 14時00分

(2) 開札場所

久留米市役所 5階 情報政策課内 会議室

(3) 立会い

入札者から立会人を選出する。ただし、立会い可能な入札者がいないときには、本入札事務に関係のない市の職員を立ち合わせるものとする。

(4) 落札者の決定方法

予定価格以下の範囲で最低の価格をもって入札したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をしたものが2者以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。

(5) 落札結果の通知

開札後、落札者に通知するとともに、市ホームページで公表する。

(6) 入札辞退

入札参加資格確認申請書を提出後に、入札を辞退する者は、入札執行前までに入札辞退届(第5号様式)を11.事務局に届け出ること。

6. 入札保証金

久留米市契約事務規則(昭和50年久留米市規則第9号。以下「規則」という。)第7条による。

7. 契約保証金

落札者は、契約までに、契約金額の100分の10以上を納めること。ただし、久留米市金銭会計規則(平成11年久留米市規則第8号)第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第27条に該当する場合は、全部又は一部を免除する。

8. 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が入札したとき
- (2) 導入費の入札金額が導入費の予定価格を超えるとき
- (3) 運用保守費の入札金額が運用保守費の予定価格を超えるとき
- (4) 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき
- (5) 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき
- (6) 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があつて必要事項を確認できないとき
- (7) 入札書に入札者の記名押印がないとき
- (8) 同一の入札者が2以上の入札をしたとき
- (9) 法令又は入札に関する条件に違反したとき

9. その他入札に関し必要な事項

(1) 質問の受付期間及び受付場所

ア. 受付期間: 令和2年10月12日(月)から10月19日(月) 12時00分まで

イ. 受付場所: 11.事務局に示す。

ウ. 質問の提出方法

質問書(第4号様式)に必要な事項を記入の上、FAX または電子メールで提出すること。

エ. 質問に対する回答

令和2年10月22日(木)までに電子メールにて回答する。また、必要に応じて市ホームページで公開する。

(2) 契約締結日

落札した者は、令和2年11月中旬までに契約締結の手続きを行うこと。

10. その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- (3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。
- (4) 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。
- (5) 不正な入札があると認めるとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めるときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。
- (6) 落札者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。

11. 問合せ先（事務局）

久留米市 総務部 情報政策課（テレワークシステム導入担当：池田、江口、甲斐）

住所：〒830-8520

福岡県久留米市城南町15番地3

電話：0942-30-9060

FAX：0942-30-9708

電子メール：jimukan@city.kurume.fukuoka.jp